

第 3 1 公用負担に関する資料

資料 3 1 - 1 市長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地一時使用 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用すること 3. 車馬その他の運搬具若しくは器具を使用すること 4. 工作物その他の障害物を処分すること	水防管理団体は、損失をうけた者に対し時価により補償する	水防法第28条
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命救助のため必要があるとき	1. 火災が発生せんとし又は発生した消防対象物を使用し処分すること 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、又は、その使用を制限すること		消防法第29条第1項
消 防 長 消 防 署 長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること		消防法第29条第2項
	消火もしくは延焼の防止又は人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること	市は損失補償の要求があったときは時価により補償する	消防法第29条第3項・第4項
市 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき	1. 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること	市長は、処分により通常生ずべき損失を補償する	災害対策基本法第64条第1項
市 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置	市長又は警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない	災害対策基本法第64条第2項
市 長 (警察署長) (海上保安部長)	災害が発生するおそれのあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災害対策基本法第59条